

# **違法・有害情報に関する 事業者相談センターの設置について**



---

平成20年 4月15日

社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員長

桑子 博行

# インターネットにおける違法・有害情報への対応

## 違法情報の氾濫

- ・名誉毀損・プライバシー侵害
- ・著作権・商標権侵害
- ・わいせつ物・児童ポルノ
- ・違法な薬物売買等
- ・出会い系サイトの不正誘引
- ・その他

## 有害情報の氾濫

- ・アダルト
- ・出会い系サイト
- ・自殺サイト
- ・違法行為の誘引
- ・裏情報提供サイト
- ・その他

闇サイトなど  
新たな問題事案

削除してよい  
のか？

訴訟を起こされ  
たらどうしよう

ガイドライン  
の内容を確認  
したい  
が・・・

プロバイダにとって対応が  
困難なケースが増加

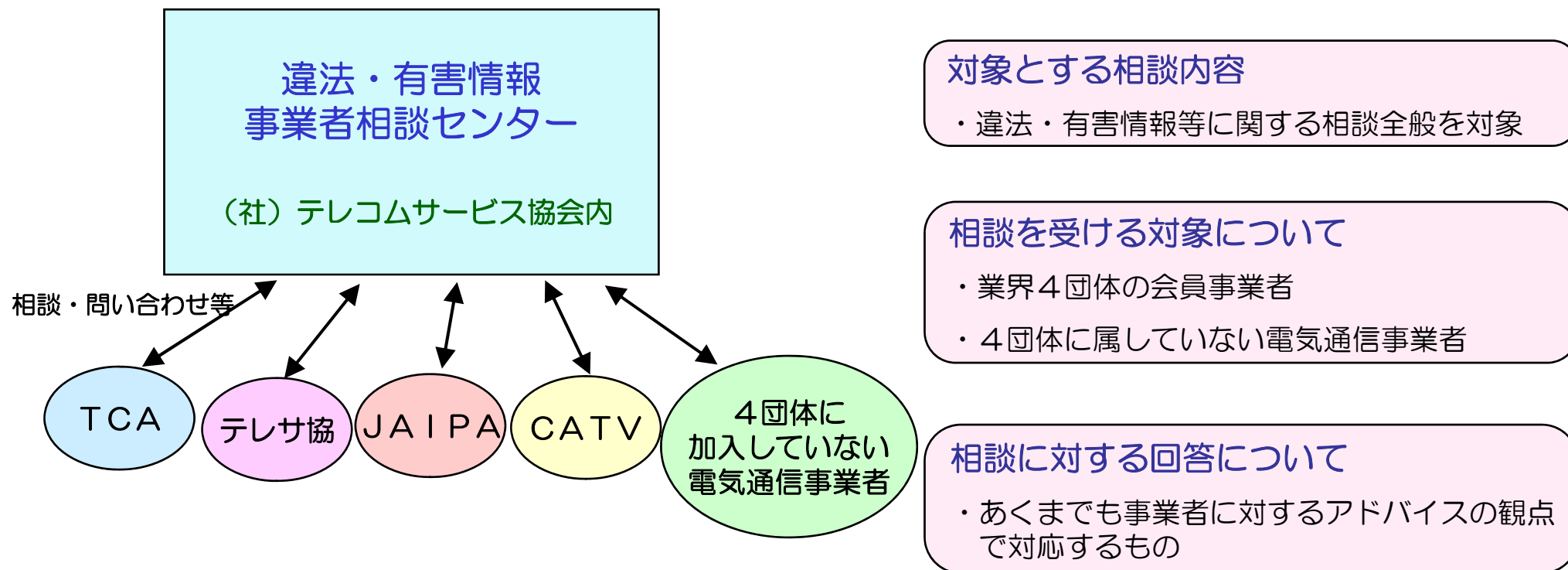
## 業界団体が策定したガイドライン

- ・プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン
- ・プロバイダ責任制限法 著作権関係ガイドライン
- ・プロバイダ責任制限法 商標権関係ガイドライン
- ・プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン
- ・インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン
- ・違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項
- ・インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン
- ・ホットライン運用ガイドライン

対応指針

特に、中小のプロバイダにとり、対応に際して  
相談できる受け皿が必要になっている

# 違法・有害情報に関する事業者相談センター



※当面は業界4団体の会員事業者からの相談を受け付け、  
4月を目処に4団体に属していない電気通信事業者からの  
相談も受け付ける予定。

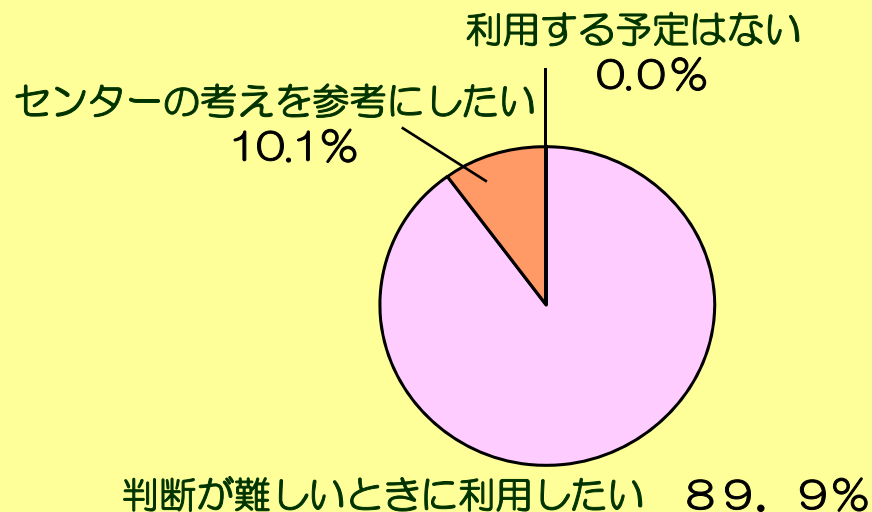
# 事業者相談センターに対する期待など（主な意見）

（注）電気通信関連の4団体の会員事業者に平成20年2月に実施したアンケート結果より（回答119社）

## ○事業者が苦慮している点について

- ・権利侵害情報の判断が難しい場合がある
- ・P2P型ファイル交換ソフトでの権利侵害は、事業者側で権利侵害の明白性の判断ができない
- ・わいせつ情報の違法性を判断するのは困難な場合がある
- ・公序良俗（有害情報）の判断は難しい
- ・ユーザーへの注意喚起は可能だが、明確に判断することができず、対応が長期化することが多い
- ・発信者情報開示を求められるたびに訴訟を起こされては、費用的・時間的に負担が大きすぎる

## ○相談センターの利用予定について



## ○相談センターに望むこと等の意見について

- ・回答を早くして欲しい
- ・柔軟な、具体的な対応をして欲しい
- ・相談事例を公開して欲しい
- ・相談センターの見解をユーザに回答したい



# 事業者相談センターに寄せられている主な相談

○猥褻とまでは言えない本人の画像がブログに掲載されており、事業者の方針として、約款に基づき削除したいが問題はないか。  
また、他社はどのように対応しているか

○他社の管理する掲示板での名誉毀損に対し、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求が届いた。発信者に照会を行なうに際しての注意事項は。（いわゆる経由プロバイダからの相談）

○ユーザが掲示板で殺害予告を行なったことに対し、警察から照会書で発信者を開示して欲しい連絡があった。この場合事業者としては、対応してもよいか。

○会員が立ち上げているWebサイトが、迷惑メールの誘導先になっているとの苦情が寄せられている。迷惑メールが当該会員が送信したものかはわからないが、退会等の措置を行うことは可能か。